
令和８年度第１回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和８年度第１回(通算５３回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和８年６月３０日(火)午後 ６時３０分～午後 ７時５５分

[開催場所] 北とぴあ１５階ペガサスホール

[次 第]

１ 開会

２ 議事

子ども・子育て施策等に関する報告事項

(１) 保育所待機児童解消策について

(２) 児童育成支援拠点事業について

(３) 北区子どもアンケート実施結果について

３ その他

４ 閉会

[出席者]

石黒万里子	会長	平野 順子	副会長	柴崎 湊斗	委員
末延 瞳	委員	鈴木 智子	委員	野口 雄基	委員
我妻 澄江	委員	田邊 茂	委員	戸山 孝	委員
古池 雪恵	委員	根岸 勇貴	委員	布施 裕司	委員
柳沼 智宏	委員				

[配布資料]

資料１	保育所待機児童解消策について
資料２	児童育成支援拠点事業について
資料３	北区子どもアンケート実施結果(概要版)
資料３－②	北区子どもアンケート実施結果
参考資料	委員名簿・事務局名簿・席次表
追加資料	北区滝野川第三小学校に係る火災の当面の対応及び方針について

【会長】

それでは、定刻となりましたので、令和8年度第1回、通算53回目となる北区子ども・子育て会議を開会いたします。

委員の皆様にはご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年度は第7期の子ども・子育て会議がスタートし、新たな委員の皆様とともに、子どもや子育て支援に関する様々な課題について議論を重ねてまいりました。

委員の皆様には、これまで闊達なご議論と会議運営のご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

新年度となりまして、さらに新たな委員の方をお迎えいたしました。委員の皆様におかれましては、これまでの経験を生かしていただくとともに、それぞれのお立場から活発かつ建設的なご議論をいただきますよう、お願い申し上げます。

そして、子どもたちや子育て家庭への支援が止まることのないように、今後とも皆様のお力を合わせて取り組んでいただけたらと思っております。

それでは、初めに事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局から本日の出欠状況の報告と、お手元に配付の資料を確認させていただきます。

まず、本日の出欠確認からいたします。本日の出席者は12名、欠席者7名で、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

全て事前の送付資料となっております。まず、ホチキスどめの資料です。令和8年度第1回北区子ども・子育て会議次第と書かれている資料です。

それから、同じくホチキスどめの資料、資料3-②と書いてあるものでして、北区子どもアンケート実施結果となっております。

あとは、ホチキスどめの参考資料は三つの束です。

ここまでの資料の不足等ございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

では、それから、本日も子ども・子育て支援総合計画2024と、第3期子ども・子育て支援事業計画の計画冊子をお持ちいただくようご案内しております。幾つか用意がございますので、もしお手元にないという方いらっしゃいましたら、挙手いただければと思います。

なお、この後事務局からご紹介をさせていただくのですが、今年度、今回の会議から新たに委員に就任された方への区長からの委嘱状と任命状につきましては、大変恐縮なのですが、机上交付とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

引き続き事務局です。

それでは今年度最初の会議でございますので、事務局から4月に委員就任となった方を含め、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただければと思います。お手元の名簿順にお

名前を読み上げさせていただきますので、恐縮ですが、その場でご起立をいただきますようお願いいたします。なお、ご挨拶については、時間の関係上割愛させていただきたいと思っております。

—委員紹介・事務局紹介—

【会長】

それでは、次第の２、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①保育所待機児童解消策について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、私からは資料１、保育所待機児童解消策について、ご説明をさせていただきます。

まず、１、要旨です。令和８年４月期の入所におきましては、昨年９月からの保育料第一子無償化による影響などによりまして、特に１歳児の申込みが増加したところです。そのため、昨年度末、緊急的にほかの歳児の受入枠を１歳児に転用するほか、保育室の余裕面積の活用等によりまして、１歳児の受入数を増やす対策を行ったところです。

今後につきましても、今年度と同様の保育ニーズの発生が見込まれると区としては考えてございますので、引き続き同様の対策を継続的に実施する。それによりまして１歳児の受入数増を図りまして、保育所待機児童の解消を目指してまいります。

ただし、赤羽東地区におきましては、これらの方策による受入数増、これだけでは十分とは言えないと考えてございますので、施設整備を検討するというものです。

続いて、待機児童数、こちらの内訳です。下の中段の表ですが、一番右が各地区の合計数ですが、北区で１０３名の待機児童が発生しています。昨年、令和７年４月期におきましては、トータルで１８名でしたので、かなりの数になったと。こちらにつきましては、昨年は赤羽東と赤羽西でそれぞれ９名ずつでしたが、今回特に１歳児のところで見ていただきますと、浮間から一番下の滝野川東まで全ての地区で発生していると。数字上、差はございますが全ての地区で発生したというところが大きな特徴です。

１０３名のうち８９名、１歳児での発生というところでございまして、こちらにつきましては北区に限らず、都内でも待機児童が多く自治体で発生するとは聞いていますし、申込みの数自体も０歳と１歳につきましては、おおむね８割ぐらいの自治体で昨年度より増えているとお聞きしているというところで、全体のその傾向を踏まえまして、やはりご説明させていただいたとおり、第１子無償化、いわゆる保育料の完全無償化、これが大きく起因しているのではと捉えているところです。

続いて、最後、今後の予定ですが、６月、今月から特に私立保育園等に対しまして、緊急的な１歳児枠の増員の要請を開始しているというところでして、この依頼の対応状況を踏まえまして９月には、来年の令和９年４月期の募集数を公表していく予定です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは皆様から何かご意見等いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、②児童育成支援拠点事業について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料2、通しページ5ページ、児童育成支援拠点事業についてをご覧ください。

こちらの報告事項に関しましては、本来、今年の3月の会議でお伝えすべき内容でしたが、報告が漏れていた内容となり、大変申し訳ございません。3月の会議では、令和8年度予算案の主な事業という冊子に掲載されている事業について、報告しておりましたが、この事業につきましては、その冊子には掲載されていなかったため報告していなかったのですが、子ども・子育て支援事業計画で定めている事業でありまして、3月に報告すべき内容であったので、この場を借りて補足させていただきます。

それでは、次のページ、6ページを開いてください。まず、児童育成支援拠点事業に関する概要についてですが、こちらの事業は、令和6年4月の児童福祉法改正によりまして新たに新設された事業となります。概要としましては、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、安心できる居場所を提供して様々な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関と連携した包括的な支援を行うことにより、虐待を防止して子どもの健全な育成を図る事業となります。

こちらは、誰でも自由に通ってもらえるような居場所の提供というわけではなく、養育環境等に課題を抱える方に特化したような居場所の提供となります。イメージとしましては、学校が終わった後に通ってもらい、夕ご飯まで食べて帰宅してもらうことであったり、あとは学校がお休みの日や、夏休みなどの長期休暇中に、1日を通して通ってもらう中で、様々な支援を行っていくというものになります。

こちらの事業は、各自治体で少しずつ事業の実施が広がりつつある状況にありまして、北区でも事業実施に向けて取組を開始するというものになります。

続いて7ページをご覧ください。こちら令和8年度予算の概要となりまして、北区のホームページにも掲載されているものになり、該当箇所を抜粋したものになります。

続きまして、8ページから9ページの下段から上段にある枠で囲った部分をご覧ください。「区内遊休施設を改修し、養育環境等に課題を抱える児童等の居場所となる児童育成支援拠点の整備に着手します」と記載しておりまして、今年度から着手するということしております。具体的には、区内の空き施設を改修しまして、活用していく計画にしております。令和8年度は、改修工事に係る設計業務を委託するため、次のページ10ページに予算額を計上しております。今年度設計委託を行いまして、その後、改修工事を経て開設に至るということになります。

事業の性質上、通われる方に配慮していきたいと考えておりますので、開設する場所につきましては非公開ということで取扱うため、この場ではお伝えできなくて申し訳ありませんが、ご理解いただけますと幸いです。

現在、先行自治体の取組を参考にした視察や調査を進めておりまして、具体的な事業内容の検討を行っている段階ですので、開設時期や、事業の詳細などは、具体的な説明がで

きる段階になりましたら、改めてこの場でご報告したいと思っております。

私からの報告事項は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。それでは皆様から何かご意見等いかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】

この事業は始まったばかりで、また全国的にも取り組んでいる自治体が少ないという状況だと思います。令和7年度時点でこども家庭庁の資料によりますと、東京でいえば4自治体ですかね、しか取り組んでいないというところで、ぜひ北区さんには取り組んでいただければというところで期待をしています。きっとニーズも高いのではないかなと思っております、すごく期待をしているところです。

これ、実施すればいいというところではなくて、実施した後がすごく重要かなと思っております、単独でやるのではなく、いろんな機関のやっぱり連携ですとか、協力が必要かなと思いますので、児童相談所としてもぜひ、連携させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【事務局】

ありがとうございます。そうですね、この事業は関係機関との連携が不可欠な事業になりますので、開設に当たりましては児童相談所始め、関係機関とうまく連携を取りながら、進めていきたいと思っておりますので、その際はご協力いただければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

それでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

お願いいたします。

【委員】

先ほど保育所の待機児童も含めて、もうちょっと質問という感じになってしまうんですが、ご存じのとおり、今、私は赤羽西地区に住んではいるのですが、赤羽、特に東地区、先ほど1歳児無償化というところは確かに、都民側としては非常に大きかったと思うので

すが、今、特に若い世代の大規模マンションが赤羽西も東も今、建設中のものがあり、さらに今後また出てくる見込みとなっている中で、もう本当にハード、保育園も小学校もハードが恐らく一時的に足りなくなるというのがあると思われる中で、この今の2点目の話も含めて、そこら辺、区はどのように、またね、何十年かたつと、当然、それがいずれ減っていくという方向になっていく中で、どのようにそこら辺を中長期的に考えていらっしゃるのかというところなんかは、伺ってみたいと思います。

【事務局】

まず、全体的な今後の話をします。まず、施設整備という前に、今後、北区の人口とかはどうなのかというところから少しお話しさせていただくと、いわゆる未就学児人口、0から5歳の人口につきましては、総数でいうとやはり減ってきているのが実情でございます。一方で、低年齢児、1歳児を中心というところだと、昨年から1月1日現在ですと100名ぐらい1歳児は増えているという状況です。これはエリアによって凸凹があると承知しています。

今後につきましても、今、お話がありましたマンション建設等、特にマンションですと特に、分譲等ですと、一時膨れ上がるとは承知してございまして、区としましてもこれからの人口の推移、それからマンション等、いわゆるまちづくり、そういったところからの程度お子様が発生するかどうかというところも、数値を捉えながら、いわゆる保育ニーズというところは分析しているところでして、これはエリアごとで実施しています。その結果、今回、先ほどご説明させていただいたとおり、赤羽東地区につきましては、今後、なかなか厳しい状況が続くかなというところで、基本的な考えとしてはやはり、今後の子どもの数が減る中では、保育ニーズがぐっと減るフェーズにはまだ入っていないのですが、やはり施設整備というところは継続的な運営も大切ですので、全体としては施設整備、慎重であるべきと捉えてございしますが、赤羽東地区におきましては施設整備、必要かなというところで、ご報告させていただいたところです。

いつとき膨れ上がるというところがございしますので、そういったいわゆる特殊的な、局所的な事情というところも踏まえまして、どういった施設整備が必要なのかというところは今後、継続的な園運営という視点も含めて、検討はさせていただきたいと考えてございます。ですので、まずは先ほどご説明させていただいたとおり、施設整備ではなくて、既存の施設をしっかりと有効活用するということで、受入枠をしっかりと確保していく。そのときには、当然、面積に余裕があるから、数だけ増やせばいいという話ではなくて、やはり保育の質というところはしっかりと担保するのが前提だと思っています。実際に保育人材が不足しているという中では、この人材の確保とセットというふうに考えていますので、東京都も様々な補助事業を用意してございまして、そういったところもしっかりと活用しながら、まずは既存の資源をしっかりと有効活用しながら保育の質も確保する。そういった中で必要なところについては施設整備を検討するという考えです。

以上です。

【事務局】

今、ご答弁しましたが、施設整備という点で私からご答弁します。施設整備、施設、今

回の場合で言えば施設誘導ということになると思います。事業者はその一定の地域で事業を開始していただきたいということを進めていくわけですが、実際には、その事業者も過剰に誘導してしまうと、結果的には何年か後にはその空きが出てきて、その空きには当然、経費がかかっているから、区として何らかの財源を確保してほしいというような話になりかねない。そうすると将来的に区民の負担を増やすことにもつながりかねない。そう思うと、今、答弁したとおり、施設整備には慎重であるべきというのが区のスタンスでございます。

ただ、今、先ほど委員からもご指摘いただいたとおり、一定の地域ではかなりのスピードで開発が進んでおりますので、そのいつときでもやはりご不便をおかけすることは、やはり区民にとってマイナスでございますので、一定の必要な量をちゃんと見定めて、我々としては必要な量を誘導していきたいと考えています。

以上でございます。

【会長】

それでよろしいですか。

【委員】

はい。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。今、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項の②児童育成支援拠点事業についてご質問等いただいておりますが、ほかに委員の皆様から、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、③北区子どもアンケート実施結果について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告事項の③北区子どもアンケートの実施結果についてです。本日はこちら資料の3の概要版のほうでご説明をさせていただきます。

まず、右下の資料のページで言いますと12ページです。対象児童は小学5年生約2,400人、中学校中学2年生1,500人、これらを対象にアンケートを行いました。それぞれ約50%の回答率をいただいたところでして、児童・生徒の皆様には大変ご協力をいただきました。ありがとうございます。

早速13ページに移って、説明のほうに入らせていただきます。ここではまず、権利の認知度と条例の浸透状況を伺った結果をお示ししています。上段では、大多数の子どもが権利について知ってはいるが、下段のところでは、北区の条例自体はまだ十分に浸透していないということが示されたところです。

次の14ページです。この表の見方ですが、まず左側の濃い水色の棒グラフが小学生、右の薄い水色の棒グラフが中学生の結果となっています。上段では、中学生は主に学校の

先生から、小学生は家族の話や北区ニュースから知ったという傾向があります。

下段ではもっと知ってもらうためには何が大事か聞いたところ、小・中学生とも共通して、学校の授業などで学ぶ必要があるという回答の次に、中学生ではSNSやインターネット、小学生は学校外のイベントが効果的ではないかという回答をいただきました。

次に、15ページからは、子どもが重要視する権利と居場所の部分について伺った結果です。上段では条例に明記されている11の権利のうち大切だと思うものとして、安全・安心に過ごせること、差別されないこと、暴力を受けないことが特に小学生に重要視されています。

ここでまた表の見方でございますが、小学生と中学生の棒グラフの差が学年進行によって大きく下がったものを赤のマイナスで、逆に増えたものを水色のプラスで表示しています。下段では、ほっとできると感じる居場所の有無について聞いています。

次に、16ページから17ページにかけて、ほっとできる居場所と相談相手の部分について伺った結果となります。16ページの上段では、その場について聞いたところ、小学生はリビング、中学生は自分の部屋が最も多かったところです。友達と遊ぶときや、部活動などの放課後の居場所も居場所と感じているという結果があることから、ハードとしての居場所と、ソフトとしての居場所があるのかなと感じたところです。

下段では、悩んでいること、中学生では進路や将来のこと、勉強のことと続いています。17ページの上段では、その困っていることという設問の回答を男女で比較してみた結果でございます。多くの項目で女子のほうが高く出ているというのが特徴的です。

下段では、相談できる人がいるかという設問に対して、いるという回答した子どもが7割、いないという回答と、どちらとも言えないという回答を合わせた回答が3割で、相談できる人がいない、3割の子どもに相談できる人がいないということが分かりました。

最後に、18ページ、19ページです。ここでは、権利の認知や居場所、相談相手の有無等、前向きな気持ちの関連についてクロス集計の結果をお示ししています。18ページの上段で、毎日楽しいと感じることはあるかという問いに対して、下段では、中学2年生の回答のうち、子どもの権利や条例を知っている子ども、全く知らないと答えた子どもの結果を比較しています。子どもの権利、子ども条例を知っている人のほうが全く知らない人よりも毎日楽しいと感じる回答の割合が高かったことが分かりました。

19ページの上段では、大人になったらやってみたいことや楽しみがあるかという問いに対して、下段では同じようにクロス集計をして、中学2年生の結果を比較しています。居場所がある、相談相手がいるという人のほうが、居場所がない、相談相手がないという人よりもやってみたいことがたくさんあると回答した割合が高く出たところです。

私からは、以上です。

【会長】

ありがとうございます。それでは、皆様から何かご意見等いかがでしょうか。
お願いいたします。

【委員】

北区が北区子どもの権利と幸せに関する条例を制定・施行して、1年半の時点でアンケ

ートをこのように取っていただき、大変ありがとうございます。集計もお疲れさまでした。

概要版の13ページで、子どもには大切な権利があるということを小学生、中学生とも、約6割から7割が知っているのですが、北区のこの条例については「全然知らない」という回答が過半数を超えています。

3月25日の子どもの権利委員会の資料によると、条例ハンドブック子ども版は小学生と中学生全員の半分ほどしか予算確保ができなかったとあったそうです。そして、大人向けは500人分のみだということで、大人も子どももみんなが条例のハンドブックをもっと知っていれば、家でももっと話題にできるのではないかと思います。認知度の低さを上げるということについて、こういった努力は必要ではないかと考えます。

また、14ページ、質問4で、子どもの権利を知ってもらうのに、小・中学生とも約7割が学校の授業などで学ぶことが最も大切と考えています。北区ニュースで何度か取り上げていただきましたが、ああいった記事は、コマーシャルであって、ムード的に知っている段階にすぎません。理解するにはやはり学習が必要です。子ども・子育て支援総合計画2024によって、子どもの権利保障に係る普及啓発の出前講座は主要事業となりました。ですので、以後5年間推進することになっています。初年度の令和6年度は、八幡小、星美学園小、明桜中で行われましたが、令和7年度はどちらの小学校と中学校で行われたでしょうか。そして、それが全学年なのか、一部の学年なのか。そしてどのように行われたのか教えてください。これは質問です。

そして今回、子どもに子どもの権利についての認知度を尋ねるアンケートを行っていただきましたが、大人に対しても認知度を尋ねるアンケート調査が必要だと思います。学校関係者や保育園関係者でも、一般の人でも、私どもの会員が周囲にこの条例のことを聞いてみたところ、あまりご存じではありませんでした。

先に取り上げた主要事業の子どもの権利保障に係る普及啓発の出前講座で、小・中学生のほか、地域で子どもに係る、関わる大人も対象とした出前講座も実施していただいています。子どもと関わるのは施設団体の方もいれば、親も含まれると思いますが、とにかく今のところ、この事業を活用する人がごく一部で残念に思います。

例えば、秋に行われる子どもの真ん中月間には、北区の主催で、子どもの権利や人権の出前講座、学習会が行われるといいと思います。団体に所属していない人も、こういうところで参加できます。

以上、質問など、意見、質問両方言いましたが、質問についてお答えください。

【会長】

ありがとうございます。今のご質問とご意見について、はい、よろしく願いいたします。

【事務局】

まず、いろんな視点でご意見いただきましてありがとうございます。まず、お答えさせていただきますのは、条例の普及について、まずお答えさせていただく。条例の認知度がまだまだ上がっていないというのは、この結果から見ても、見てとれるわけですし、委員がおっしゃるとおり、ハンドブック、子どもたちの手元に行き渡るハンドブックの数がま

ず少なければ、認知度が上がらないんじゃないかというご指摘はそのとおりだと思います。我々としても予算の確保に向けて最善の努力をこれからも尽くしてまいりますし、多くの子どもの、必ず一人に、一人の子に1冊、ハンドブックが行き渡るように引き続き努力はしていきたいと思っています。

そして令和7年度の出前講座、学校の出前講座の実績ということでご質問いただきました。まず、中学校は十条富士見中学校を1校、そして小学校は滝二小、豊川小、桐郷小、田端小の4校、中学校、小学校合わせて5校の学校で出前授業を実施したところです。それで、委員からご質問の中のその後段のところで、大人が子どもの権利について知っていただく。出前講座を大人向けのものも充実させるべきじゃないかというご指摘あったと思います。

私も、今回このアンケートを改めて見させていただいたときに、先ほど私、概要版で説明をしたときに、子どもの権利とか、子ども条例の存在を知っている子どもと知らない子どもで、幸せ、毎日楽しいと感じる割合が高く出たり、増えたりして、幸せ、子どもの権利について知っている子、そして子どもの権利条例について知っている子を増やすことがその子どもの幸せを高めることにつながるんだと思って、これからも取組を進めていくわけですが、先ほどの概要版とは別に、もう1冊すごく厚いほうがあります。資料の②なんですけど、右下のページで34ページになるんです。すみません。右下で34ページになるんですけど、これ小学校5年生の結果を、条例とか、子どもの権利について知っている子の結果がどうだったかというのは、先ほど概要版では中学2年生の結果をお示しているのですが、こちらでは小学5年生の結果を表しています。こちらの小学校5年生の結果では、権利のこととか、条例を知らない子の、知らなくても毎日楽しいと思う子どもの割合が高いんです。つまり、小学生5年生ぐらいだと、ある意味中学生との結果逆転しちゃうんです。だから、そんな条例の存在とか幸せに関する権利のこととか、条例に関することとかを知らなくても、毎日が楽しいと思える子が多いことは、すてきだなと思うんです。なので、そのためには、子どもたち自身が知らなくても、周りの大人がしっかりそれを知って、子どもの権利のことを分かっている、そういう大人を増やしていけば、結果的に子どもは幸せになるんだろうと思いますので、我々として子どもたち本人に出前授業を行って、先ほど申しあげました5校で取組を進めてきましたが、それに加えて大人向けに対する出前講座もしっかり力を入れていきたいと思っています。

以上です。

【会長】

いかがですか。

【委員】

はい。ありがとうございます。今、「条例を知らなくても楽しく暮らしている子どもがたくさんいる」というご発言があったのですが、多くの子どもはそうだと思います。私、地域で一般社団法人を立上げて、子ども食堂や学習支援教室、無料のを開いていますけど、もう見るからに大変な思いをしている子どもたちがいて、それは少数だからといって見過ごすことはできないわけで、子ども家庭支援センターとか、児童相談所の一時保護とか、い

ろいろあります。なので、大多数がそうだから、まあ、いいんじゃないのということではなくて、やはり今、困っている、少なからず困っている子どもたちが自分の権利を知っていて、権利の侵害に気づく、自分は権利の侵害をされているので、ほかの周りの大人の誰か、信頼できる大人に助けを求めていいんだと気づくことが大事で、それがその子の環境を多少は変えることだと思うので、この統計でそういう結論を出すのはどうかなと思います。

そして大人の学習会の活用というのは本当に大事で、私どもの団体、ネットワークでも昨年、出前講座で会員対象の学習会を開いて、「大体分かっていると思ったが、やはり、しっかり真摯に向き合って、みっちり学習すると、今まで知らなかったことがいっぱいあって、非常に有効だった」というアンケートが多かったです。

そして私、きたく子ども劇場という団体にも所属しているんですが、先週の土曜日、また、区の出前講座を利用して子どもの権利についての講演会が開かれました。昨年の11月には平日の夜に行ったんですが、今回、2回目の開催で土曜日に行って、前回出られなかった方も今回出たというような形で、私も参加しましたが、やはり何回も聞くことで、定着するんじゃないかと思いますし、いろんなお話、とにかく1時間や2時間で済まないようなことだと思うので、大人も子どもも1回受けたからといってこれで終わりということではなくて、特に子どもは成長していきますし、思春期になれば保護者と衝突するようなこともたくさんありますし、学校でいろいろトラブルも多くなると思うので、段階を踏んで何度も学習していくことが大事だと思います。そういう事業というか、そういう施策を区のほうでお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかに委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。

【委員】

お疲れさまです。質問が2点ありまして、まず1点目が13ページのところの権利と条例の認知度のところになるのですが、年齢別のやつを出していただいたのですが、ほかの自治体、都内の今、携帯で調べたら、23区で6区ほど子どもの権利条約をつくっているところがあるのですが、そことの相対的な比較というのをされているかどうかをお聞きしたいのと、もし相対的な比較したときに差分があった場合、何が要因で差分が出ているかというところまで検証されているかというのをお聞きしたいです。

二つ目に関しましては、19ページの下のところです。クロス集計のところになるんですが、結構ここ居場所とか相談相手がいるかいらないか、差分が大きいなと感じたのですが、ただ、居場所がある、相談員がいるからここまで差が出るのかなというのが少し疑似相関だったりしないかなと今、私、感じまして、その辺りもちゃんと相関関係があるのかというところがもしあればお聞きできればなと思います。

以上です。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

まず一つ目の13ページの権利条例の認知度とか、子どもの権利についての認知度を聞いたところに関してご質問いただきました。他区でも同様のアンケートをやっているということは承知していますが、それを比較して、今回その結果をもって何が要因でとかという、そういう分析をしたかと言われると、申し訳ございません。今回その準備がございませんので、いただいた貴重な意見として、今後の参考としたいと思います。

そして二つ目のご質問、19ページのところです。相談できる相手がいると答えたもの、あと居場所があると答えたものとそうでないと答えたものの結果が疑似相関ということなのですが、すみません。ここの分析もまだ、私としても十分でなかったのかもしれない。委員のご指摘も今後の参考にしたいと思います。

失礼いたします。

【委員】

ありがとうございます。結構、興味深い結果かなと思うので、それをうまく生かしてというの言い方が上から目線で申し訳ないですが、活用していただければと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の皆様からはご意見等いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。集計のほうありがとうございます。今回、調査目的が、今後の北区の取組につなげることを目的に実施しましたと記載されているので、この結果を踏まえて、まだそこまで決まっていなくてもいいかもしれませんが、何かもう具体的にこういうことはやってみたいとか、こういうことをやるという計画があるのかどうか。また、もしそれが今、決まっていなければ、もうそういうことを話し合い、今後どういうことをしていこうかという検討はもうされているかというところをお聞きしたいなと思いました。

【事務局】

ご指摘いただいたとおり、今回のこの調査の目的が、北区の今後の取組につなげることで、アンケートとしてまとまった時点で我々として分析を始めているところです。先ほども私、ご答弁したとおり、そういう相談相手がいる、居場所があることが結果的に幸せにつながっている。あとは権利を知っている、条例を知っていることが幸せということの結果が、相関関係が見えていますから、我々としてまずできることは、しっかりと条例を周知していく。子どもの権利について周知していくことだと思っていますので、出前授業であるとか、子どもたちへのガイドブックの配布であるとか、そういったことを加速させていくということがまず第一の今後の北区の取組につながるのかなと思っています。

以上です。

【委員】

今、居場所がないという子たちも相関が高いということだったんですが、居場所の施策については、また今後という、まずは周知の部分から入られるという形でしょうか。

【事務局】

居場所も先ほどご答弁した説明の中に入れたと思うんですが、実際に物理的な居場所、ご家庭の中の居場所はどこですかといったときに、自分の部屋というお答えだったり、リビングというお答えだったり、リビングでも自分の部屋も両方例えば、落ち着ける場所がないというお子さんも当然います。そういう子たちの物理的なスペースを、じゃあ、どうやってつくっていかうかといったときに、今ある資源の中で、ティーンズセンターとか、子どもセンターとか、そういった中で何ができるかなと考えていくこととか、あとは、物理的なスペースじゃなくても、放課後の時間が自分の居場所だと答えてくれた子どもとか、あとは、そうですね。部活動という答えもあったと思います。そういったところを充実させて、子どもたちの居場所とか、その自己肯定感を高めていくようなことということもまた一つの方法としてあるのかなと思っていますので、多角的にこの結果を参考にさせていただきながら取組、いろんな選択肢を含めて検討していきたいと思っています。

【会長】

よろしいですか。

ありがとうございます。ほかの委員の皆様はご意見等いかがでしょう。

はい。じゃあ、お願いいたします。

【委員】

まずは貴重なアンケートの結果を集計いただきありがとうございます。私からは、この中でも一番年齢も若いということで、比較的子どもだった頃の視点から、このアンケートを見たときの意見と質問をしますが、まず、条例を知っていることが先ほど知っていることが楽しみにつながっているというのは、何か、少し違和感を感じたというか、条例を知っているからこそ、遊ぶ権利というものが保障されているという安心感から、その楽しさを得ることがあるとは思いますが、知らないから楽しくないとか、知っているから楽しいというのは、そこは少し相関があるのか、疑問には感じました。

逆に、先ほど指摘のあった19ページの、概要版の19ページの居場所がない、相談相手がいらないことによると楽しみだったり、未来への希望だったりというのは、私の経験からするとこれは、比較的相関があるのではないかと考えております。私、子ども時代に不登校というものを経験しまして、比較的居場所がない。ほかの子どもに比べて居場所がない。相談相手がいらない。立場に立ったときに関して、未来への希望を感じたりということよりは、比較的翌日どう生きるかとか、今をどうしのぐかみたいなことに比較的思考が奪われることが多くて、未来へのという希望がなかったということも踏まえて、そういったマジョリティーじゃなくてマイノリティーの子どもというのは、未来への希望だったり、

楽しみが得にくいと感じておりました。なので、そういった子どもに対しての施策だったりアプローチというのは、何かしらしていく必要があるのではないかと、このnという母数自体は少ないかもしれないですが、そういった母数が少ないからといって見捨てるといったりとか、後回しにするのではなくアプローチしていく必要があるのではないかと感じました。

質問の部分に関しまして、中学生だったりとかいうと、施策を知らない子ども、中学生、小学生に限らず、そこを知らない子どもに対してどういったアプローチをしていくのか。あとは知らないと感じた子どもは、比較的楽しいと感じるパーセントが知っている子どもに比べて楽しくないと感じるパーセントが高いことに関して、これはどういった理由で楽しくないと感じる、理由を感じている子どもが多いのだったり、楽しいと感じにくいと考えているかの考察を伺えるとうれしいです。お願いします。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

大変考察が非常に深くて、私もそこまですみません。分析し切れていないので、まずその何というのでしょうか。軽率にご答弁できないところもあるのですが、今、すみません。委員のその前段の部分を踏まえて、私のもう意見みたいなことになってしまうのかもしれないんですが、そういう居場所がある相談する人がいるという、いるかということ等の相関関係を見ている19ページのところの、未来を考える前に、もう明日、あさっての話という、なので、そういう視点をもってそのアンケートは作られていなかったのかなと思いました。なので、アンケートですから、そんなにたくさん継続して行えるわけではないですし、特定の方だけに調査することももちろんできませんから難しいわけですが、そういった委員の今のご指摘みたいなものも、私としては非常に重く受け止めて、何でしょうね、聞き方もいろいろやはり考えなきゃいけなかったなと思いましたし、貴重なご意見だったなと思いました。

すみません。分析の部分に関しては、すみません。私もそこまで、ごめんなさい。分析は至っていないので、部長、いかがでしょうね。

【事務局】

すみません。課長は、4月から異動してきて、その前の昨年度末にやった子どもの権利委員会というのがあって、課長はそこには出席していなかったのですが、さまざまな議論がありました。つまり委員の中でも、知ることを目的に、認知を高めるだけの取組でも十分に意義があるという意見と、周知では不十分で、居場所をこしらえたりとか、発言権を保証したりとか、そういうことにつながらなくちゃ意味がないんじゃないかというような議論があって、私はどっちも正しいのかなと受け止めています。逆に、その意見を聞かせる時間があつたら、両方それぞれが取組を進めればというか、一緒になって取組を進めればと思ったところです。

委員がおっしゃった事項について本当に明確な相関関係があるのかということ、次にやっ

てまた違う対象やったときに、逆にそれほど差が出ない、下手したら逆転するということが私にはないとも思っています。ただ、だからといって、知らせめ、周知しないこと、知らせめないことが、いいこととは決して思っていないくて、やはりそれを認識することで、自分はもっとうやっいていいんだと思う人は必ずいるし、それを受け止めるべきと考える大人も必ずいると思うので、そこは諦めないで頑張っていきたいなと思います。

また、これからいろいろお話聞かせてください。

【会長】

それでよろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。もう1点質問をさせてください。相談相手がいないと答えた小学生と中学生でいうと、北区のアンケート資料3-②のほうで興味深いなと思ったのは、子どもの権利擁護委員に質問をしたいかどうかという項目で、小学生の相談相手がいない子ども、何ページでしたか。相談相手がいない子どもを、いないと感じる子ども、資料の32ページですかね。相談相手がいないという子どもが、相談相手がいないけど子どもの権利擁護委員に相談してみたいと思う、少し思うというパーセントが68.9%と高かった中で、中学校2年生は比較的lowかったように、68ページです。相談してみたいと思ったのが4.3%、少し思うと思ったのが23.9%の計28.2%。この子どもの権利擁護委員について、存在が認知されることは重要だと思うのですが、中学生にはなかなか相談が難しいと思って、これはなぜしにくいのか、関係値が薄iから相談がしにくいのかというのが、小学生と中学生の違いというのをどう感じたのかということと、あとは、こういう子どもの権利擁護委員みたいな方に相談できる機会は重要だと思うのですが、こういうのも相談しにくいのであれば、どうやったら相談しやすい状況になっていくか。あとは、こういった方じゃなくて、先生だったりとか、それ以外地域の方だったりとか、今あるその資源の中でどうやって相談相手がいない方にどうやって相談相手になっていくかというのを、その方法だったりとかあればお聞かせください。

【事務局】

まず、資料の30ページで小学5年生が相談して、権利擁護委員に相談してみたいという割合が78%、それに対して中学生になると相談してみたいという割合が61.9%、確かに結構な率で下がっているんですね。これ私も本当に興味深いなと思った、同じように思った結果でございまして、それをどういうふうに分析したかということなんですけど、これは全然私の私見なんですけど、これはやっぱり無邪気に小学生は相談できる人があるのならしてみたいと思ってくれている5年生と、何かだんだん大人との距離ができちゃう中学2年生と、その結果が出たのかなと、私個人ではそんなふうに感じているところなんです。その分析も含めて、もう少しそこを深掘りしていくと、じゃあ、中学生に対しては何ができるのかな。小学5年生に対しては何ができるのかと考えていけば、新たな施策というのは見えてくると思うので、このアンケートの結果も重要視して、今後の施策展開に生かしていきたいなと思います。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでよろしいですか。

【委員】

はい。大丈夫です。ありがとうございます。このアンケート、とても貴重なアンケートだと思うので、今後の施策に生かされることをすごい願っています。

【会長】

ありがとうございます。お願いいたします。

【委員】

すみません。今の相談事に関してなんですけど、私、東京都の人権擁護委員というのを
していて、東京法務局の人権擁護部というところで、LINE相談の担当をしているんです。
電話相談もあるのですが、LINE相談はいろいろ設備にお金がかかって、東京だけ
じゃなくて、私、東京都の委員なのに、東京管内1都10県からLINEの相談があるん
です。電話相談は大人のほうが多いんですけど、LINE相談は、小学生、中学生、高校
生、そしてあと大学生ぐらいですかね。やっぱり文字入力が多いということと、生活に密
着しているということと、あと、こういうものは聞かれないということですかね。新
潟から相談してくる子とかいて、何でこんな遠くの委員に相談するのかというと、やっ
ぱり近場が嫌なんですよね。顔も見えないし、誰だか分からないし、特定されないとい
う、そういう相談をしたいんだなとつくづく思います。相談の内容は、いじめぐらいの
ところから、親が家出して帰って来なくて、もう死にたいということのもあれば、結
構いろんな相談があって、真摯にご相談には乗るんですが、やっぱりおうちの人で
誰か相談できる人はいますかと聞いたり、学校でスクールカウンセラーとか、信
頼できる先生はいませんかなど聞いて、やっぱり近くの人に助けてもらう必要
がある場合も多いので、やっぱりそういうところにも相談してほしいと思って一
生懸命そっちのほうにも誘導するんですけど、でも多分、最初はそういう何か、最
近、AIに相談するというのも多いですが、そうやって遠くだからいい。知られな
いからいい。声も顔も晒したくない。相談、対面の相談もある中で、そういう
LINEの相談が、こういうふうに必要なんだなと思います。やっぱり中学生はね、
会いたくないんだよ、きつと。それはそれで、でも、相談する場所さえあれば
いいわけだし、北区でも電話と対面と、あとLINEもありましたかね。そういう、
たくさんあったほうがいいんですよね。その人その人で、自分で相談できる
方法を選んで相談できるのがいいので、いろんな手法、手段があるのがいい
かなと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。先ほどのご質問と、今のお答えと、中学2年生の回答を権利擁護委員さんに相談したいというその回答の割合が低いのは、いろんな中学生自体のその悩みとか、匿名性みたいなものが高いほうが相談しやすいみたいな特性があるんだろうという今、指摘がありました。貴重なご意見だったと思いますので、北区としても、いろんなツールでご相談を受け付ける用意をしておりますけれども、そのご案内がまだまだ十分でないとしたら、もっとまずはそれを高めていって、広く知っていただく。その匿名性の高いもので相談したければ、そういう手段があるよということはしっかりと伝えて、相談の間口は必ず広げていく方向で対応していきたいと思います。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかの委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。多分アンケートとか何回もやられていると思うので、釈迦に説法かなと思いつつ、先ほどまでの答弁で少し気になった点があるので、ご意見をお伝えできればと思います。これは質問ではなくて一意見として扱っていただければ大丈夫です。

私も仕事柄アンケートは物すごく取ることが多いんですが、質問をして答えが返ってきてから分析を一生懸命頭を使うのではなくて、質問を作る段階で、どういうことを知りたいから、どういう施策を打ちたいか。どういうファクトが欲しいから、この質問を投げたのかというところにめちゃくちゃ頭を使いなさいというふうに、実績からも非常に言われることが多いです。なので、実際いろいろ取ってみると、これとこれを組み合わせたら、相関関係がどうなのかみたいな分析は、もちろんいろんな視点でできるとは思うんですが、そういう意味では、少し今、お伝えしたような視点もぜひ取り入れていただいて、アンケートを取り終わった段階で、こういう結果が出ているから、恐らくこういう施策を打つのが有効ではないか、というところまでいけると、非常にアンケートというのも有効に扱えるのかなと思ったので、ぜひ今後もそういう視点を持っていただけるとうれしいなと思いました。

【会長】

ご意見に対して、いかがですか。

【事務局】

大変貴重なご意見ありがとうございます。我々、行政のほうで、異動の関係もあるので、なかなかアンケートの項目を精査するタイミングと実際にアンケートを行う、そして分析を行うという時点が、なかなか途切れてしまうことももちろんあるのですが、今後は当然、参考にさせていただいて、必ず先ほど委員からもおっしゃっていただいた、欲しい

結果からアンケートの内容を精査していくという発想は大変重要なものだと思いますので、今回大変興味深い結果が出たのを、私も直接目に触れて、聞き方いろいろあったらと思うところも確かに分析してみると思ったんです。なので、貴重なご意見として、今後の取組に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

【会長】

それでよろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

ほかの委員の皆様はいかがですか。

お願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。私は、この会議自体に初参加なので、この会議はどういう目的でやっているのかを伺いたくて、伺いたいなと思いました。というのも、今、委員から話があったように、この目的があってこのアンケートの報告があったのならば、何かそこに仮説なり、ここもこういうことをやりますみたいなことがあって、それを議論する場なのか、単純にただアンケートの報告だけであれば事前に送付されているので、我々読んでいるだけ、読んでここに、この場に来ているので、それだったら別にこの時間を取る必要はないんじゃないかというふうに思って、この場が何のためにあるのかというところが、私は参加していて非常に戸惑った次第です。

アンケートの読み解き方の、皆さんの感想を聞きたい場なのか、それともこの場を通じて、この後の区としての施策にどのように生かしていきたいかというところかというところが分からなくて、ちょっと私は皆さんのやり取りを聞いていて混乱した次第です。というところをまず、お伝えしておきたいなと思ったのと、あと、この認知を高めるところで思うのは、確かに先ほどね、パンフレットとか、そういったものを作るということもあるとは思いますが、これアンケート自体、きたコンでやっているわけなので、きたコンの中に何かそういうアプリを入れるとかというのは、一つ、今だったらAIで簡単にアプリなんか作れるので、そういう、そんなクオリティ高いものを作る必要はないと思っているので、あくまで認知度を高めていくというのなら、クイズ形式なんかで、開けたときに、必ず1問、毎日1問出てくるという、そういう何か遊び心を加えたような感じで、毎日きたコン、小・中学生必ず使っているの、そういうのを生かしたほうが低予算で何か、いろいろ面白い実験ができるんじゃないかなというのは思った次第です。

はい。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。ご意見に対して、事務局はいかがでしょうか。

【事務局】

事務局です。まず、子ども・子育て会議の目的というか、どういう場なのか、先ほどのアンケート結果をどういうふうに捉えてということをご質問だと思いますが、子ども・子育て会議のアンケートで今後の施策展開に生かしていくということを目的にアンケートを取らせていただいたように、子ども・子育て会議も同様に委員の皆さん、各団体を代表して参加いただいている委員とか、公務員の皆さんも参加いただいて、多角的に議論をしていただいて、今後の北区の子育て施策につなげていくということを目的にしていますので、アンケート結果に対して、忌憚のないご意見をたくさんいただけることは本当にありがたいことで、我々としては貴重なご意見一つでも多くご意見をいただきたいと思いますので、何でしょう。大変ありがたい場だと思っています。なので、いただいたご意見は必ずこの場だけのものとはせずに、必ず次の展開につなげていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。それでよろしいですか。

【委員】

何だろう。いや、単純にアンケートを見てどう思いますかとあれば、別にそれはそれで、もう最初からそう言ってもらおうというか、別にアンケートは、アンケートの説明がなくてもよかったのかなとは思いました。それを、これをアンケートの結果を見ていくとして、こう考えていますというところが、ぜひ私としてはそれを聞いたかったなというのはもう本当に、今までの委員の意見からも出ているとおりで、事前に資料を送られているわけなので、じゃあ、これを踏まえて、区としてこういったことを考えていますとか、その本当に目的、何のためにもアンケートを実施したのかという調査目的があるわけなので、じゃあ、今後の取組というものにどのようにこのアンケートを読み解いて、今、区としてはこのように読み解いているけど、じゃあ委員はどう、それを捉えているのかみたいなのところがあるのかなと思っていたらそれがなかったので、あれという感じで私は聞いていたというところです。

ありがとうございます。以上です。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

今回のアンケートの経過なんですけど、これ自身は子どもの権利委員会、委員の半分子どもたち、中学生、高校生がやっている委員会で、どういう方向に進めていったらいいのか、何をみんなは困っているのだろうか、そういうことを単純に、まずは知りたいということ

で。それと私自身としては、どれぐらい子どもの権利について知っているのだろう。少し怖いんですけど、それを確認して、かつアンケートに答えていただくことで、周知は間違いなく図れる。そういう点では、やる意義は十分にあるのだろうということで、GOを出したといったようなところです。

これを受けて、その議論になったわけです。つまり、まず周知が足りない。それとあと居場所づくりとか、そういった具体のほうに、発言権とか、そういう権利保障とかそういったものをやったらいんじゃないかという、そういった意見、正直そこに狙いがあったわけでもなく、特定のねらいがあったわけではなく、そういったことで今、委員のほうでも様々にその結果を受け止め、次に進めているといったような状況があります。

以上になります。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ほかの委員の皆様はご意見等いかがでしょうか。

よろしいですか。今、委員の皆さんが本当にたくさんおっしゃってくださったように、本当に興味深いアンケートだなと思うんです。このデータぜひ、貴重なので生かしていただきたいと思っております、さらにいろんな観点から分析を進めることができると思うんです。そういう意味で、少しお伺いしたいんですが、今日、ご報告いただいたのはこれ単純集計したものなんですが、この前のRAWデータ、それを例えば請求されたら公開するというような、そういうことはお考えでしょうか。

よく、行政の調査などで、第三者が請求するとその元のデータをもらえるということがあると思うんですが、この調査、本当に興味深いので、いろんな方がさらに分析を進めたら、さらに使えるかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

そこは我々として想定はしていなかったんですが、会長からのご意見ですので、一度こちらで持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがですか。
お願いいたします。

【委員】

このアンケートは自由記述もありましたよね、たしか。自由記述は、私たち送ってもらいましたか。

【委員】

そうですか。すみません。どこですか。

【事務局】

22ページとかに。

【会長】

22ページ。自由記述です。22ページと中学生のほうもありますね。

【会長】

60数ページです。

【委員】

はい。ありがとうございます。

【会長】

よろしいですか。この自由回答も一部と書いてありまして、これ自体もすごく面白いと思うんですよね。興味深いと思いますので、差し支えない範囲で一部でなく全部公開していただいて、ほかの視点で分析するということも十分考えられるかなと思います。

以上です。

ほかの方はいかがですか。

それでは、③北区子どもアンケート実施結果については、よろしいでしょうか。

はい。

【事務局】

ちょっと1個だけ、言います。ごめんなさい。RAWデータの話なんですが、例えば、一部で、例えば友達の名前が出ていたとかということはあるんですよ、やっぱり。そういうものなんかはやっぱりできないので、ちょっとあまり期待しないで、検討させていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。ご検討いただきましてありがとうございます。もちろん、差し支えない範囲でご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この③についてはよろしいでしょうかね。

はい。それでは、次第の3、その他ということで、事務局から連絡等ありますでしょうか。

【事務局】

事務局から一つ、すみません。ご報告というか、今回、区のほう、少しこちら委員の出席も寂しい。事務局側も正直半分ぐらいいない状況です。何でかという、先日発生しました滝野川第三小学校の火災対応のため、今、教育振興部におきましては、学校教育の早

期再開等に向けて、今全力で、作業等、現場との調整、お子さんのケア、いろいろ行っています。

この件について、何か、こういった場ですので、北区の子ども・子育てに関して、いろいろ深く関心いただいている皆様、関わりのある皆様ですので、少しお時間いただいてご説明をしてみましょうか。すみません。

【会長】

はい。委員の皆様、よろしいですか。

はい。じゃあ、お願いいたします。

【事務局】

当日で大変恐縮なのですが、昨日の教育委員会で、教育委員会の中で配布された資料の写しになります。今、どんな状況かといったような話、すみません。そういった説明のお時間いただきます。あまり資料に沿った説明はしません。

6月19日金曜日に発生した火災の当面の対応です。これが昨日の教育委員会の臨時会で報告した内容、これまでの状況をお伝え、お知らせしたいと思います。

本件につきましては、火災情報から児童の安全確保、保護者対応、教育活動の再開など、緊急にすべき、緊急に対応すべき実施事項が多数ありまして、6月22日の月曜日以降の学校運営、児童の物品返還ですとか保護者説明、あと、分散登校に向けた準備などについて速やかに方針を定めたところでございます。

まず、火災直後の状況についてでございますが、校舎につきましては、火元周辺の損傷、消火活動による水損が確認されました。また火元から離れた教室や体育館など、一部利用できる部分というのはありました。しかし、臭気や外観、児童、教職員の心理的影響を踏まえまして、現校舎を直ちにそのまま利用するといったようなことは困難と判断しました。

このため、児童及び教職員の安全確保と心のケアを優先しつつ、このような状況を勘案した上で、できる限り早期に教育活動を再開するといったことが基本方針となりました。

今後の対応として、大きく超短期、短中期、長期といわゆる三つの時間軸に分けて整理をしております。

まず、超短期の対応でございますが、直ちに対応すべき事項として、近隣校の空き教室等に学年単位で分散し、学習活動を行うと。そういったまず方針を立てました。その準備、Wi-Fi環境ですとか、給食等の確認を最優先に行いました。各校の空き教室、通学距離、学年単位のまとまりを総合的に勘案した結果、現在、7月6日以降、分散登校を開始するのですが、1年生は滝野川第三小学校のいわゆるちゃんが残った部分、使える部分を使って1、2年生はやる。3、4年生は飛鳥中学校に行く。そして5年生は王子第二小学校に行く。6年生は滝野川小学校に行くといったような形で、分散登校を開始する予定で今準備を進めています。

また、再発防止の観点から緊急の臨時校園長会、6月22日早朝からオンラインで開催しまして、安全の徹底というのを各学校とも確認していました。

そして6月25から26日にかけては、保護者に来校を依頼した上で、体育館において児童の学用品ですとか、きたコン、そういったものの引渡しを行いました。

あと校舎の清掃につきましては、21日、これは職員が60名ほど出たということなんですけど、簡易清掃を行いました。そして、業者による消毒ですが、6月25日から実施し、1、2階部分については完了したと、そういったような状況でございます。

次に、短中期の対応に移ります。短中期ですが、学年単位による近接校の分散学習活動をこの7月6日から開始する。それに先立ちまして、まず、昨日、今日で、オンラインによる学級活動というのを始めました。朝会だけなんですけど、オンラインによる学級活動というのをやりました。

そして7月1日から3日は、明日からいよいよプレ登校が始まります。1日は朝のみの集会で、2日目以降は朝、学校体育館に集合して、各分散校への登校経路の確認、そんなことを行いたいと予定しています。

週明け6日からは、全学年の分散登校を開始したいと考えてございます。

そして長期の対応でございますが、長期的には学校単位での学校経営を再開できる仮移転場所の確保、そして、滝野川第三小学校につきましては改築を検討するといったようなことを方針に今、検討を進めているところでございます。

今、現在、皆様ご心配のことと思いますが、まず、教育委員会として力を入れていること、児童の心のケア、この辺りすごくご心配されているかと思いますが、火災当日から心理士を派遣しまして、担任による全家庭への電話確認というのを日々やっております。そして配慮が必要な児童への個別フォローですとか、救助対象となった児童への面談なども今、どんどんやっているところでございます。

また保護者さんへの支援といたしましては、去る23日、先週23日に臨時保護者説明会に関しまして、心のケアの話ですとか、教育活動の再開、早期再開に向けた対応、それについての説明を行ったところでございます。

今回の火災、本当に私どもと区としても、非常に重く受け止めているところでございます。子どもたちが安全を確保できなかったというか、危険な目に遭わせてしまったというのは、設置主体としては本当にあってはならないことかと思っております。

いろいろ保護者さんからも様々ご意見いただいているところですが、もし何か皆さんでも思うところがありましたら、この場でも何かいただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。今、次第3のその他のところで、北区立滝野川第三小学校の火災の当面の対応及び方針について、当日配付資料に沿って事務局よりご報告いただきました。委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。

よろしいですか。

【事務局】

本当に皆さんがいろいろ被災された方々に、温かいご支援、地域の方、PTAの方、学校関係の方、本当にいろいろご支援をいただいて励みになっているところです。ただ、それはありがたいと思いつつも、またケアですとか、いろいろ再発防止に向けた取組をしっかりやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【委員】

1 点だけ。

今週か、今週金曜日に小 P 連の役員会があります。それはもともと予定されていたもので、今回、滝三小の火災があって、小 P 連の会長と、あと副会長の中で、緊急なミーティングみたいなことをやって、あとはおやじの会とかが結構動いていらっしゃるというのを情報で耳にしたので、そことの何でしょうね。連携を取りながらというほどではないのですが、まずは一旦、やっぱり区とか都とかの動きを見て、じゃあ、P T Aとして何か、何ができるのか、何を求められるのかというところを一旦ちょっと待とうというところで、今、情報を集めているというのが P T Aとしてのスタンスです。

ですので、今後、落ち着いたところ、いつ落ち着くのかというのは分かりませんが、区の対応がこうやって出始めてきているので、それに基づいて、あとは学校側とか、あとは P T Aを通じて、緩やかな横のつながりなので、そこで何か、お金なのか、人手なのか分かりませんが、何かこういったものが欲しいというのがあれば、言っていれば、P T Aとしてできることはやっていこうねというような話をまた、明々後日、する予定です。また、そこら辺の情報共有なんかは、地域連関係を通して、していければと考えております。

はい。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。ほかの委員の皆様はよろしいですか。

はい。私も北区の子ども・子育てに関わる者として、今回のニュースを本当に重く受け止めました。どうか迅速な、迅速かつ適切な対応をしてくださることを切に願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

お願いします。

【委員】

滝野川で子ども支援の活動をしているので、うちの会員の家族も被害に遭ったりしているのです、在校生で。なので、保護者会とか、保護者の説明会とかの情報は逐一入ってきていまして。先週の月曜から毎日、午前中から 4 時ぐらいまで開所して、臨時のランチ会を今も開いています。滝野川分庁舎のすぐ近くで、夜、保護司の会議に行ったら、保護者の説明会にメディアが 5 0 人ぐらいですかね。わあっと集まっていて、それを誘導とか整理している職員の方たち、残業大変だなと思いながら見ていました。

そして、臨時のランチ会を開いているところにメディアの方が来て、テレビ局ですかね。何かお話を聞かせてくださいと来て、丁重にお断りしたんですが、メディア関係者の方には、プライバシーのことや心の傷なんかもあるし、あまり近寄っていろいろ聞き出すのはやめてくださいと、本当にそうだと思うんです。

音楽室の中にいて、ひさしで救助を待っていた子どももいるので、もう安易にいろいろ聞いちゃいけないと私たちも思っていて、臨床心理士の方からいろいろお話を聞いたり、会員に社会福祉士もいるので、そういう方のアドバイスを聞きながら、本人が話したいとい

うのでなければ、いろいろ根掘り葉掘り聞かない。これは、子ども食堂もそうですが、一々細かいことを聞いちゃいけないとしています。やっぱり日常生活が明るく、いつもどおり送れて、そういう環境を取り戻すということが一番大事だと思うので、周りの大人も、急に何の約束もなくうちに訪れて、寄附金を持ってきましたといって、子どもにいきなり火災の状況を聞く大人がいて、すごくびっくりして。もう少し子どもたちのことを考えたりしてほしいなとつくづく思いました。好奇心であれこれ聞くのは、非常に失礼だなと。大人同士でもそういうこと言いませんよね。知り合いとかお友達だったら聞いてもいい関係かもしれないけど。地域の大人として、子どもたちを支援して、見守っていきたいなと思っています。どこで起きても不思議はない事故、火災でしたよね。ああいう構造から起こる事故でもありますし、なので人ごとではないと、きっと皆さんもね、思っただけだと思うので、今後そういったことも考え合わせて、こういうときにどうしたらいいかというのを、そこの学校の地域の大人も一緒に考えていけたらなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はよろしいですか。

事務局からは、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。今、次第の3のその他のところですけども、ほかにその他ということで連絡等がありますでしょうか。

特にありませんかね。はい。

ありがとうございます。それでは、令和8年度第1回北区子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。